

令和5年5月8日

保護者 様

水戸市教育委員会教育長
水戸市立石川中学校長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策等について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様には、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、本市の教育行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行されます。

本市といたしましては、国・県からの通知を踏まえ、5類感染症への移行後の市立学校における新型コロナウイルス感染症に係る対応策を、下記のとおりといたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 平時の対応について

感染状況が落ち着いている**平時の対応**として、以下のことを実施します。

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
※ただし、保護者が児童生徒の体温を毎日チェックし、学校に報告する必要はなくなります。
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

なお、国・県の通知では、平時には、**上記以外に特段の感染症対策を講じる必要はない**とされております。

※新学期からの「児童生徒へのマスク着用は求めない」、「給食の場面においては「黙食」は必要ない」といった対応は、継続いたします。

2 感染が流行している場合の対応について

地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、以下の措置等を一時的に講じることがあります。

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

3 児童生徒本人が感染した場合の出席停止期間について

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでは登校できません。

4 発熱等の普段とは異なる症状がある児童生徒の取扱いについて

自宅で休養し、無理をして登校しないよう、学校から児童生徒や保護者に周知・呼びかけを行います。登校しない場合、出席停止ではなく、欠席の扱いとなります。（医師の診断や抗原定性検査キッ

ト等により感染が確認された場合は、欠席の初日から出席停止の扱いとなります。)

5 同居の家族が感染した児童生徒の取扱いについて

同居の家族が感染していても、児童生徒本人に発熱等の症状がなく、感染が確認されていない場合には、直ちに出席停止の対象とする必要はないとされたことから、登校できます。

6 学級閉鎖の考え方について

閉鎖基準 : 学級において、複数の児童生徒の感染が確認された場合、感染率 20%を目安とし、
学校医等と相談しながら決定することといたします。

閉鎖期間 : 5日程度を目安といたします。

7 部活動停止の考え方について

停止基準 : 学校長が各学校の感染状況等を踏まえ決定いたします。

停止期間 : 学級閉鎖と同様の日数といたします。

8 学級閉鎖等に係る学校行事(宿泊を伴う教育活動を含む。)及び部活動の大会への参加の特例について

① 学級閉鎖中及び部活動停止中の児童生徒

⇒ 活動開始日に無症状であり、当該日に抗原定性検査を実施して陰性が確認された場合は参加することができます。

- ・ 検査の結果、感染が判明した場合、活動には参加できません。
- ・ 抗原定性検査キットは、必要に応じて、学校から配布いたします。
- ・ 部活動の大会において、主催者による方針が定められている場合は、その方針によります。

② 同居家族が感染した児童生徒

⇒ 同居家族が感染した児童生徒については、5類感染症移行後は、出席停止の対象となりませんが、活動を安全安心に実施するために、保護者の皆様には児童生徒の健康管理に努めていただきますようお願いいたします。なお、参加に当たって不安がある場合には、抗原定性検査キットを学校から配布いたします。

問い合わせ先

水戸市立石川中学校

担当：教頭 菊池 友幸

電話：029-254-1700